政務活動費連絡会記録

- **1 開催日時** 令和 2 年 9 月 23 日 (水) 9:00~9:24
- 2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席議員

座長 山口貴裕

委員 細谷政幸、原聡祐、新堀史明、栄居学、市川さとし、谷口かずふみ、 くさか景子、池田東一郎、井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 井上実、 経理課長 奥澤陽一、議事課長 小野関浩人、 政策調査課長 大河原邦治

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(山口座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおりであります。

前回、9月14日の本連絡会において、連絡会での検討事項についてお手元の資料1のとおり、決定したところでございます。

そこで、本日は、検討事項について、協議いたしたいと思います。

お手元の資料2をご覧ください。

左側から「検討事項」、「現行の取扱い」とありますが、右側の「方向性」の欄を空白 としてあります。

この各検討事項の「方向性」について、各会派のお考えをご発言願いたいと考えております。

はじめに、資料2に記載した事項について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは協議に入ります。

検討事項の1支出伝票等の事前確認(1)から、検討事項の3政務活動費の指針について(1)から(5)までに係る「方向性」について、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(新堀委員)

我が会派から検討事項についてお話をさせていただきます。

まず、検討事項の1、支出伝票等の事前確認についてでありますが、こちらは、ホームページ公開を円滑に実施するためにも、支出伝票等の事前確認を指針等に位置付けて制度化すべきであると改めて発言させていただきます。

現行の事前確認は任意のものでありますけれども、制度化することで、事前確認書類の提出率も高くなると考えますし、議長提出後の議会局職員の作業の平準化につながるもの

と考えます。

また、それだけでなく、議長提出時における各会派及び議員の事務の平準化、こちらにも繋がるのではないかと、考えております。

そこで、令和3年度交付分から、新たなしくみによる事前確認の試行を行い、その実施 状況を検証して、令和4年度以降、正式実施を行うこととしたらよいのではないかという ふうに考えております。

次に、検討事項の2、議長提出する書類の様式変更についてであります。

我々議員が、県外及び国外で調査研究などの政務活動を行った際に提出する「政務活動 費(県外・国外)支出票」、こちらについて、現在の記載内容で果たして十分なのか、改 めて検討し、県民の皆さんにより分かりやすく記載内容を充実させた方がよいというふう に考えます。

もちろん、これによって各会派、議員の事務処理上の負担は増えますが、そこはしっかり対応していくべきではないかと思います。

このことにより、政務活動費の透明性の更なる向上を図ることができるというふうに考えておりますので、ぜひ検討事項としてやっていきたいというふうに思います。

最後に検討事項の3、政務活動費の指針(1)から(5)の各項目でございますが、こちらについては、我が会派としても、各項目について、改めて検討させていただきましたが、これらは全て現行どおりの取扱いでよいのではないかという結論に達しましたのでご報告申し上げます。

(栄居委員)

私たちの会派といたしましても、まずは1番の支出伝票等の事前確認につきましては、ホームページの公開が控えていて、それを一刻も早くというような中で、やはりスムーズに、円滑に作業がいくように整理をしていかなければいけないなというふうに考えるところでございまして、そういった中で、今、任意で行っていただいている確認などについても、私たちの会派も修正なども途中、加えたりして、正式には年度の終わりの方でまとめて提出をされるというような傾向にあると思いますので、そういった意味でも、指針にしっかりと提出期限を位置付けていく、ということとですね、翌年度の秋以降に閲覧が始まると仮定しますと、それに間に合うような形で、職員の皆様方にチェックをいただける、というようなスケジュール感で行っていくべきと考えますので、この1番については、賛同をいたします。

そして、2番の議長提出する書類の様式変更についてでありますが、これは、私が昨年度もこの場で発言をさせていただいたのですが、特に県外・国外支出票の国外の部分については、ぜひとも詳細化すべき、ということでお話をさせていただいたのですが、私たちの会派といたしましては、そういった趣旨を踏まえて、議長提出する書類の様式変更については、賛成をいたします。

また、3番については、(1) から(5) と多岐にわたるところでございますが、会派の方でも検討した結果、現行どおりということでお願いしたいと思います。

(谷口委員)

それでは、我が会派の結論を申し上げます。

まず、1番につきましては、先ほどからお話がありましたとおり、ホームページの公開を出来るだけ早く、スムーズに出来るようにという意味で、事前確認をしっかりと制度化して、職員の皆様の業務の平準化を図っていくという考えです。

2番目につきましても、今の記載内容を、ここでしっかり議論しながら充実をしていく べきだと考えております。 3番の政務活動費の指針については、種々議論しましたけれども、現行どおりということで結論が出ました。

(くさか委員)

私どもの会派ですが、1番については皆さんと同様、ホームページ公開に向けて種々準備があるということを確認しております。

事前確認をきちんと指針等に位置付けて制度化していくということに賛同し、1番を検 討事項にしていただきたいと思います。

2番についても議長提出する書類の様式変更は、これまでよりも、やはり記載内容をも う少し充実させて、県民に向けて透明性を図る、高める、向上させるということで、これ も検討していただきたい項目であります。

3番については、政務活動費の指針について(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、 うちの会派でも検討いたしましたが、現行どおりということでいいのではないか、という ふうになりました。

(池田委員)

県政会です。

資料2の1番、支出伝票等の事前確認については、ホームページ公開を円滑に実施する ということに資すると思いますので、指針等に位置付けて制度化すべきと考えております。 よって、賛同をさせていただきます。

2番の議長提出する書類の様式変更については、記載内容を充実させて、政務活動費の 透明性を向上させるという趣旨だと思いますので、賛同をさせていただきます。

3番の政務活動費の指針について、いろいろ書いてありますが、現行どおりでよろしいのではないかと考えております。

よろしくお願いいたします。

(井坂委員)

私たちは、最初に支出伝票等の事前確認ということですけれども、皆さん言われていたように仕事の平準化というのは重要だというふうに思いますので、今まで任意ということでしたので、ぜひ制度化して、きちっとやるようにしていった方がいいのではないかと思います。

2つ目の議長提出する書類の様式変更ですけれども、やはり透明性を図るという意味では、視察などに行った場合に、どういうことをしてきたのか、ということをきちっと報告することは大事なことですので、記載内容を充実させるということについては賛成です。

3番以降の指針についてですけれども、私たちの方から提案もさせていただいたので少しだけ話をさせていただくと、按分割合については、やはり、もう少し基準みたいなものをきちっと整理した方が、議員の方も分かりやすいということあると思うので、こういう形で基準を作成した方がいいのはないかということです。

イについては、これまでの裁判ですとか、全国的に問題になったところからすると、神 奈川県議会で起こった裁判の結果、最高裁では、返還が必要ないという話になったのです が、不正支出は認められていたので、県民感情としても不正支出したものをちゃんと返し て欲しいというところはあるのではないかと思うので、条例にきちっと位置付けた方がい いのではないかという思いです。

そのほかの領収書の宛名のところですけれども、会派ではなくて議員個人でもらっている方は、恐らく、ちゃんと領収書というのは個人で管理されているので分かるのですが、会派ですと、私たちも会派でもらっているのですが、誰がどう使ったのか、会派の中でもちゃんと確認する必要があると思いますし、分かりやすくなるというふうに思いますので、

ぜひ、こうしていただきたいというふうに思います。

3番目の複数経費に関連する運用指針のアルコールの関係は、やはりちょっと誤解を招きやすいところなので、そういうのは避けた方がいいのではないかということです。

車両リースのことについては、按分も難しいと思いますので、やはりここはリースを政務活動費ということではなくて、個人で借りて、交通費をきちっと請求したらいいんじゃないかなと思っています。

ウの方は先ほど話しましたので飛ばしますけれども、4番の各経費別の運用指針「会合参加費」を使途基準から削除して、それぞれ「調査研究費」、「研修費」、「広報・広聴費」などの各使途基準に応じて計上することですが、会合するためにお金を使うというよりは、どちらかというと、広聴費で皆さんから意見を聴くために、会合を開く、ということだと私は理解をしているもので、そういうことからすると、会合するのが目的というよりかは、意見聴取などが目的で、それに付随して会合を開くということなので、このように変えたらどうかということです。

最後の書類の取扱いのところですが、私たちも視察の報告書とか、広報広聴用の印刷物とか、今まで保存するとなっていたので、議長提出していなかったのですが、添付しても別に構わないということも聞いていますので、また、広報の成果物を添付されている方もいるという話を聞きました。

そうすると、実際やられている方もいるのであれば、広報物なんかは特に皆さんに配る ものですから、ここに添付しても全然構わないのではないかと思っていますし、特に視察 の報告書については先ほども話があったとおり、報告をきちっとするということは大切な ことだと思うので、保存してあるのであれば、ちゃんと提出して公開の対象にしたらどう か、というふうに思っています。

書類の取扱いの中では、いくつか書類がいっぱいありますので、その中でも少しこれとこれは、というふうに強弱をつけてもいいのかなと思っております。

そういった形で、取扱いなんかも、ぜひ変えていただければと思っております。

(山口座長)

お聞きのとおりであります。

私の方から議会局に1点確認をさせていただきたいと思います。

検討事項1の「支出伝票等の事前確認」でありますけれども、各会派の委員の皆様から、 「議会局職員の作業の平準化」との発言がありましたが、議会局における事務作業の内容 と、その中で、課題となる点はどのようなことか、教えていただきたいと思います。

(経理課長)

それでは、「議会局における事務作業の内容と課題」について、説明をさせていただきます。

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第 13 条の規定によりまして、会派の代表者及び議員は、収支報告書及び支出に係る証拠書類の写し等を、翌年度の4月 30 日までに提出するものとされております。

また、会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余に相当する額を、翌年度の5月31日までに返還しなければならないとされております。

こうしたことから、経理課では、4月30日までに会派及び議員から、書類の提出を受けた後、書類の内容確認を行いまして、支出額の確定を行った上で、残余がある場合には、出納閉鎖となる5月31日までに間に合うよう、戻入書を発行して、会派及び議員にお渡しをしております。

作業といたしましては、5月の1か月間で、約5万枚、これは全国都道府県議会の中で1番多い枚数でございますが、この5万枚の書類を、政務活動費担当の常勤職員3名と会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員でございますが、2名で確認することとなります。

こうしたことから、現状におきましても、事務作業の平準化を図るために、議会局と会派及び議員の協力のもとに、非公式による書類の事前確認を年度の途中で行っております。 ただし、非公式、つまり任意のものでございますので、すべての書類を事前確認に提出 していただいている状況にはございません。

また、翌年度の4月30日に正式に議長提出があった際に、事前確認が済んでいる書類かどうかの表示がないということで、改めて、すべての書類の内容確認を行っておりまして、課題として挙げられることは、事務作業に多大な労力と時間を要している、ということがあると思っております。

こうした中で、今年度から、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入したことによりまして、非公開情報のマスキング作業をより慎重に行っております。

今月末の令和元年度分の書類の閲覧開始に向けて、現在、鋭意、作業を進めているところでございます。

このような状況でございますので、5月下旬の額の確定後に、速やかにマスキング作業に入り、非公開情報の漏洩を防止するためにも、マスキングの作業時間を少しでも長く取らせていただければ有り難いというふうに考えております。

それから、ホームページ公開にあたりましては、約5万枚の書類のPDF化作業が新たに発生します。

閲覧制度と同じ9月下旬からホームページ公開するためには、少なくとも7月下旬くらいには、マスキング漏れのチェックも含めまして、マスキング作業を終えていないと間に合わないと思っております。

そのため、職員数の増員を検討しなければならない場合も想定される等の課題があると 思っております。

私からの説明は、以上でございます。

(山口座長)

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、ご参考にしていただければと思います。

(新堀委員)

今、議会局からもご説明があって、改めて議会局職員の方々は、どれだけの時間と労力を要しているかが分かったところであると思います。

政務活動費の透明性を高めて、ホームページ公開することはもちろん、大変重要なことであると思いますが、一方で、今お話しにもあったとおり、書類、5万枚、全国で1番多いというご説明もありましたけれども、このいわゆる働き方改革の時代にですね、議会局職員の方々に過度の事務負担がかかってはいけないのかと改めて思います。

やはり、まず、書類の事前確認の制度化の試行をして、会派及び議員からの提出率を高めて、議会局職員の皆様の事務作業の平準化を行い、試行の結果を検証した上で、先程もお話しがありましたとおり、現在の職員数のままでよいのか、あるいは、PDF化、これも5万枚分、どのような形でやっていくのか、例えば職員がするのか、外注するのか、そういった部分もしっかりと慎重に検討していく必要があると思いますので、ぜひ、しっかりと皆さんのご意見を伺いながら制度化に向けて、検討していきたいと改めて思いました。

(谷口委員)

先ほどホームページの公開に向けてなんですけれども、5万枚という話がありました。

例えば、枚数を出来るだけ減らす努力という、提出する物を減らすという訳ではなくて、 例えば駐車場代であれば、同じ目的であれば、1カ月分まとめて一つの伝票に貼るように するとか、そういう工夫もぜひ考えてもいいのかなと思いましたので、発言させていただ きました。

(井坂委員)

今、平準化の話で説明していただいてありがとうございました。

やはり、どういう事務が必要で、どういう事務を前倒しでやらなければいけないのかをはっきりしていかなければいけないかなと、だだ、平準化した時に、これからの検討になるのかもしれないのですが、どの辺までの正確さを事前に求めるのかとか、あとPDF作業は外注するのか、中でやるのか、やはりPDF作業にもある程度、時間がかかるので、それにはマスキング作業を早めに終わらせなければならないということですよね。

やっぱり、そこらへんは非常に早めにやらなければいけないということを改めて感じましたので、また細かいところは、どのようにやるのかは、また、何らかの形で報告もいただきながら確認していく必要があるかなというふうに思いましたので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

(細谷委員)

いろいろと各会派のご意見をお聞きをさせていただきました。

たぶん、1番と2番につきましては、全ての会派さんが、ぜひ進めるようにしていただきたいということだと私は認識をしております。

ただ、その後の3番の政務活動費の指針については、さまざまな、アルコールについて とか、あるいはリース料についてとか、あると思いますが、私、個人的にはこういったこ とは、これから逐一やっていかなればいけないと思っております。

ただ、各会派さん、それぞれ皆さんのお話ですと、全てではありませんが、現行どおりでいい、という話だったと私は認識をしておりますが、それはそれで、やっぱり、それぞれ会派さんの考え、あるいは、一人一人個人の考えが私はあると思います。

按分率にしたって、8割がいいのか、7割がいいのか、6割がいいのか、そういった部分もたぶん、これからは、やっぱりいろんな形で話をしていかなくてはいけないというふうに思っております。

まあ、どちらにしても、今お話しをさせていただいた按分率も含めて、やっぱり、それ ぞれ105人の議員に政務活動費を理解をしていただかなくてはいけないと思いますし、また、 それぞれ意識付けをしていかなくてはいけないと思っています。

私個人的には、一応、現行どおりという形で行っていただきながら、やっぱり1年、2年かけて、それぞれの会派、議員一人ずつに、皆さん、政務活動費の意識付けをしっかりとしていただいた中で、これからの政務活動費のあり方という話を改めてしていけばいいのかなと私は思っております。

一応、個人的な部分でそんなふうに感じましたので、ご意見として発言させていただきました。

(山口座長)

ほかにご発言はよろしいでしょうか。

(なし)

(山口座長)

それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回連絡会では、本日、皆様からいただいた ご意見を踏まえ、検討事項について、本連絡会としての方向性の座長案を お示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。 (なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、10 月 13 日 火曜日、本会議終了後に開催いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今 ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を 終了いたします。 ご苦労様でした。

以上